



今回は養子制度についてのお話をしました。養子とは法律上親子関係を生じさせるものです。つまり、お互いに相続権が生じることになります。ここまでは前回書きました。では、養子がいる場合、具体的な相続分はどうなるのでしょうか？ 実は民法の規定と相続税法の規定では異なります。まず今回は相続分の原則について確認します。相続に関しては、相続権について優先順位があります（コラム No. 034 参照）。

第一位：子

第二位：直系尊属（親・両親が死亡し、更に尊属（祖父母等）が存命の場合は祖父母等）

第三位：兄弟姉妹

配偶者：常に相続人

以上が原則です。また、各相続分は配偶者の有無により異なりますが、以下の通りです。

【配偶者あり】

・子がいる場合 配偶者：二分の一 子一人当たり：二分の一をこの人数で均等割り（例：子が3人の場合 $1/2 \times 1/3$ （子の一人の相続分=1/6）

・子がなく、父母がいる場合 配偶者：三分の二 父母一人当たり：三分の一を均等割り（父母ともに存命の場合、父母一人当たり $1/3 \times 1/2 = 1/6$ 、父母どちらかが存命の場合 1/3）

・子がなく尊属もいないが兄弟姉妹がいる場合 配偶者 3/4 兄弟一人当たり：1/4 を兄弟姉妹の人数で均等割り（例：兄弟姉妹が3人の場合 $1/4 \times 1/3$ （子の一人の相続分=1/12）

【配偶者なし】

・相続人の数で均等割り 例：子が3人の場合、子の一人の相続分=1/3

さて、ここで疑問が生じます。孫がいる場合はどうなるのか。甥姪がいる場合にはどうなるのか、という問題があります。大原則として、第一順位、つまり子がいる場合、孫には相続権は生じません。将来的には子が相続した財産を孫が相続することになります。しかし、親より子が先に死んでしまうこともあります。このような場合、子が相続するはずだった相続分は孫が相続することになります。これを代襲相続と言います。では、更に先に亡くなった子に子（被相続人からすると孫）が複数人いた場合はどうなるのでしょうか。

この場合、その子が相続するはずだった相続分を孫がその人数で均等に相続することになります。たとえば親に配偶者がいる場合、子が二人いて、次男に孫が二人おり、その次男が親より先に亡くなっていた場合の相続分は右図のようになります。存命の子の相続分は1/4、死亡している子の子（孫）は一人当たり1/8が相続分となります。また、ケースとしてはあまりないと思いますが、孫も先に亡くなっており、ひ孫がいる場合にはひ孫、ひ孫も亡くなっており玄孫がいる場合には玄孫が相続（再代襲）します。また、甥姪も兄弟姉妹が先に亡くなっている場合は代襲相続しますが、甥姪が無くなっている場合、その甥姪に子がいても再代襲は起きません。また、養子に子がいる場合は上記とは異なる取り扱いがあります。次回は養子と代襲相続についてお話します。

